

# 地域求職者雇用奨励金

## (地域雇用開発助成金)

### 1 概要

雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域、特に若年者の失業者が慢性的に滞留している沖縄県、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇入れることに伴い、事業所を設置・整備あるいは創業する事業主又は、中核人材労働者を雇入れ、また、それに伴い、その地域に居住する求職者等を雇入れる事業主に対して、(1)地域求職者雇用奨励金 (2)地域求職者雇用奨励金(中核人材用)が支給されます。

### 2 内容

#### (1) 地域求職者雇用奨励金

各地域において、雇入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。なお、設置・整備の対象については、一定の条件があります。

##### ① 対象となる事業主

地域内での労働者の雇い入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画届を当該地域の管轄労働局長に提出した日からその計画が完了した旨の届を管轄労働局長に提出した日までの間(最大18か月)に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として3人(創業に限り2人)以上雇い入れ、かつそれに伴い事業所の設置又は整備を行う(その費用の合計額が300万円以上のものに限り)事業主。

その他付された条件に該当する必要があります。

##### ② 支給額

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに**3回支給**されます。

設置・整備に要した 費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

( )内は創業の場合

##### ③ 非自発的離職者雇入れに対する追加助成措置について

当初、雇入れた対象労働者が、事業主都合による解雇等により、前職を離職していた場合、第2回目以降の支給時期に在職しているものの数(最大5人まで、補充者は含まれません。)に応じ、1人につき50万円の追加助成を行います。

#### (2) 地域求職者雇用奨励金(中核人材用)

地域内で新たな事業展開（創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大、経営の高度化等をいう。）に資すると認められる中核人材労働者を受け入れ、それに伴い、中核人材労働者数の2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、受け入れた中核人材労働者の人数に応じて助成します。

- ① 中核人材労働者とは、熟練技能者（生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者）、製品・技術の開発担当者（技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術管理、生産管理、技術指導の業務に3年間以上従事していた者又は製品・技術開発、生産管理、技術指導に7年間以上従事していた者）等。

- ② 支給額

受け入れた中核人材労働者は5人まで対象となり、2回に分け、半年ごとに支給します。

中核人材労働者 1人当たり 100万円（中小企業は140万円）

### 3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワークまたは秋田労働局職業安定部にお尋ねください。